

総社市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 1 2 号

総社市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

総社市農業集落排水処理施設条例（平成 1 7 年総社市条例第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
第 1 2 条 <u>削除</u> (使用料の徴収) 第 1 3 条 略	<u>(使用人数の異動の届出)</u> 第 1 2 条 <u>総社区域排水処理施設の利用者は、排水処理施設の利用人数に変更を生じた場合においては、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</u> (使用料の徴収) 第 1 3 条 略 <u>(使用料の算定方法)</u> 第 1 4 条 <u>排水処理施設の 1 箇月の使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u> <u>(1) 総社区域 別表第 1 及び別表第 2 に定める均等割及び人数割の合計額。ただし、使用者が月の途中において排水処理施設の使用を開始し、</u>

改正後	改正前
<p>(使用料の算定) <u>第14条 使用料の算定は、総社市公共下水道条例第19条に規定する使用料の算定方法の例による。</u></p>	<p><u>若しくは廃止し、又は中止した場合は、その月に限り当該合計額を30で除して、使用日数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>(2) 山手区域及び清音区域 使用者が排除した汚水の量に応じ、総社市公共下水道条例（平成17年総社市条例第197号）第19条第1項の表に定める額。ただし、使用者が月の中途において排水処理施設の使用を開始し、又は中止したときは、その月の使用日数が15日以下のものについての基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額の2分の1とし、16日以上のものについての基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額とする。</u></p> <p><u>2 4月1日から翌年の3月31日までの間における前項第1号の人数割の算定の基準となる人数は、原則として毎年4月1日（4月1日後の使用の開始等のときは、使用の開始等の日）現在の使用人数とする。ただし、4月2日から翌年の2月末日までの間において使用人数に変更を生じた場合における人数割の算定の基準となる人数は、変更後の使用人数とし、当該変更が生じた日の属する月の翌月以降の人数割の算定の基準となる人数とする。</u></p> <p><u>3 第1項第2号の使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 水道水を使用した場合は、その使用水量とする。</u></p> <p><u>(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して市長が認定する。</u></p> <p><u>(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水量が排水処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、毎使用月、その使用月に排水処理施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</u></p> <p>別表第1（第14条関係）</p>

